

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.yokoben.or.jp/

平成25年度
関弁連定期弁護士大会・
シンポジウム開催のお知らせ
日時：平成25年9月27日(金) 午前10時から
場所：甲府富士屋ホテル1階「昇仙閣(東・中)」

神奈川県
横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

会員の活動拠点の充実化を図る

会館リニューアル工事ついに完成なる



きれいに生まれ変わった大会議室



4階に新設された会員談話室

昨秋以来、長期間にわたって行われてきた当会会館のリニューアル工事が、予定通り全工程を終了した。今後は、新しくなった会館や施設を有効に活用していく段階に入る。

今回の会館リニューアルは、「職員の職場環境の改善」という緊急の課題にこたえるものであったが、問題の検討にあたった前期執行部は、同時に「会員の活動拠点の充実」という視点も大切な目的として掲げていた。

このような観点から、委員会のための会議室を拡充した他、さらに、日弁連の新しいテレビ会議システムを利用して4階と5階の会議室を結び、両階合わせて最大170名規模の集会を可能とした。

また、当期執行部は、会館・会議室の有効活用、殊に、これまで充分に会館・会議室が活用されていなかったと思われる18時から20時の時間帯に、会館の入口に人員を配置するなどして、会館・会議室の利用を積極的に支援することを考えている。

そして、当期執行部は、夜間の会館・会議室の利用をすすめる目的で、会館リニューアル工事の完了を記念して、上記の時間帯に、こけら落としの連続講演会を企画した。

第一弾は8月26日、元東京家庭裁判所所長代行近藤ルミ子氏をお招きして、これからの家裁実務全般と弁護士の役割についての講演を予定している。

第二弾は9月9日、倒産法研究会の有志の会員による、明日からの倒産実務にすぐに役立つヒヤリハット事例の検証の講演を予定している。

第三弾は9月17日、延命政之会員による、これからの高齢化社会と弁護士の役割や活動のあり方についての講演を予定している。いずれも、ご期待いただきたい。

また、4階の会員リフレッシュコーナー(談話室)では、会員の心身のリフレッシュを図るため、ソファをカラフルな丸型のものにし、大画面テレビも設置した。リフレッシュコーナーは、開講記念会館の美しい全景を見下ろす最高のスポットであり、従来の給茶器に代えて、新しく多機能のコーヒーマーカーを

装備したので、こちらもお楽しみいただきたい。そして、従来4階にあった会員の起案スペースは、ファックス機器と共に地下階へ移動させた。地下階は、壁も新しく明るくなり、ドライエリア(地下テラス)側からは外光も差し込み、集中して起案のできる執務スペースが用意されている。

この他、地下階のドライエリアには、床や壁に化粧タイルを貼り、椅子やテーブルを置き、タバコも吸えるようになっていく。さらに、地下階に限らず全ての階について、パソコンやモバイル機器のインターネット利用のた

めに無線LAN設備(回線)を大幅増強した。特に、地下階には新しい複合機も備えており、持参されたパソコンや備えおきのパソコンから書類の印刷が可能となっているだけでなく、手持ちのUSBタイプの可搬媒体からファイルを印刷したり、書類をスキャンしてデータを収めることもできるようになったので、活用いただきたい。

1階は会員の打合せスペースとして、法律相談センターの利用がない時間帯は、様々な大きさの8部屋すべてを会員に開放する。具体的な利用方法は、別途連絡させていただきますが、1階の法律相

第18回 「横浜弁護士会人権賞」候補者推薦のお願い

当会では、横浜市内で発生した米軍機墜落事故の弁護団からの寄付をきっかけに平成4年3月に人権救済基金を設立しました。その有意義な使途のひとつとして、人権擁護の分野で優れた活動をした個人、団体を表彰することにより、人権擁護の輪を広げ、人権の更なる発展と定着に寄与し

たいと考え、平成8年に横浜弁護士会人権賞を創設しました。表彰の対象は、憲法が定める様々な基本的人権の擁護確立のための活動、特に高齢者・子ども・障がい者・外国人の人権に関する問題、刑事被告人・被疑者・犯罪被害者の人権に関する問題、両性の平等に関する問題、消

費者問題、公害環境問題、労働問題など、人権の保障がまだまだ十分でない状態にあると考えられる方々の人権の擁護確立のための諸活動を行い、優れた功績を挙げた民間の個人、グループ、団体です。皆様のご存知の個人や団体の方々を是非ご推薦下さい(推薦書及び関係資料を当会宛に9月13日必着にて郵送またはご持参下さい)。

日本が法治国家であることを疑う人はいないだろうが「徳治国家」という言葉を「存知だろるか」孔子が徳をもって人民を治めるべしと説いたことに由来し、ルールだけで縛るのではなく、人として何が正しいかという儒教思想に根ざしているのだという▼我が国では、今、領土問題や模倣品対策、TPPなど過去の条約をひもとき、法律を振りかざし、新たな経済ルールを策定するなど法治に重きを置く動きが目につく▼日本はかつて中国から漢字や儒教、仏教など様々な文化・技術を学んだことを忘れてはならない。徳を忘れず互いに尊敬しあえる関係作りをしていきたいものだ▼我々弁護士業界に目を転じると、弁護士急増による会務負担の不均衡や弁護士の不祥事の頻発などにより、新たなルール作りを迫られてきた▼当会でも委員会活動等への参加をポイント換算し、一定数に満たなければ負担金を徴収する制度を導入したり、5年ごとだけでなく登録3年経過後にも倫理研修を受講させるなど新たな制度が生まれた▼しかし、弁護士自治の基本は徳治にあるはずである。弁護士として、人として何が正しいのかを根本から考える機会があっても良い。(三谷 淳)

山ゆり

日本が法治国家であることを疑う人はいないだろうが「徳治国家」という言葉を「存知だろるか」孔子が徳をもって人民を治めるべしと説いたことに由来し、ルールだけで縛るのではなく、人として何が正しいかという儒教思想に根ざしているのだという▼我が国では、今、領土問題や模倣品対策、TPPなど過去の条約をひもとき、法律を振りかざし、新たな経済ルールを策定するなど法治に重きを置く動きが目につく▼日本はかつて中国から漢字や儒教、仏教など様々な文化・技術を学んだことを忘れてはならない。徳を忘れず互いに尊敬しあえる関係作りをしていきたいものだ▼我々弁護士業界に目を転じると、弁護士急増による会務負担の不均衡や弁護士の不祥事の頻発などにより、新たなルール作りを迫られてきた▼当会でも委員会活動等への参加をポイント換算し、一定数に満たなければ負担金を徴収する制度を導入したり、5年ごとだけでなく登録3年経過後にも倫理研修を受講させるなど新たな制度が生まれた▼しかし、弁護士自治の基本は徳治にあるはずである。弁護士として、人として何が正しいのかを根本から考える機会があっても良い。(三谷 淳)

武井共夫会員 日本弁護士連合会副会長

左部明宏会員 司法研修所教官

…退任慰労会 …就任激励会

開催される!

6月18日、横浜ロイヤルパークホテルにおいて、武井共夫会員日弁連副会長退任慰労会及び左部明宏会員司法研修所教官就任激励会が開催された。

当日は、梅雨真っ只中ということもあり、70階から眼下に見下ろされる景色は必ずしも澄み切ったものではなかったものの、当会からの約90名もの出席者に囲まれ、終始、活気に満ち溢れた慰労会、激励会となった。

冒頭、仁平信哉当会会長から、激励を全うされた武井会員に対する慰労のあいさつ、未来の法曹を育てる重責を背負うこととなった左部会員への激励のあいさつがなされた後、武井会員、左部会員両名から、当会会員に對しあいさつがなされた。

武井会員からは、就任当時、会長が異例の再選挙により新会長が未定の下の船出となったが、我々弁護士士の広告や経済に関する問題、修習生の

給与制の問題、法曹人口の問題などをはじめとした様々な問題に取り組み、20近くの委員会をこ担当されたこと等その激務ぶりが披露され、この経験を当会でも生かしていきたいと力強い言葉をいただいた。

続いて、左部会員からは、現在、主として修習生の指導に向けた事前準備をしており、当会員が研修所でクラスを担当する10月、11月に向けての教材作りを進めているこ

と、参考起案、解説を作成し、諸先輩方から添削を受けていることが一番つらいと言ったユーモアとも本音とも受け取れる話等が披露された。

本間豊会員の親しみやすい乾杯のご挨拶の後、水地啓子会員、澤田久代会員から両名に對し、花束が贈呈されて、会は大いに盛り上がりを見せた。しばし、豪華な食事を堪能するとともに、歓談が続いた後、石戸谷豊会員、小賀坂徹会員からは、武井会員がいかにかにエネルギーを注いでかつ愛すべきキヤクターであるかという紹介がなされ、田上尚志会員、奥祐介会員からは、左部会員のロールモデル教授をされていた当時の学生想いの様子や、当会サッカー部での活躍ぶりが紹介される等、両会員の親しみやすい人柄が存分に披露された。

花束を受けとり満面の笑みの武井会員(右)と左部会員(左)

最後に、前田康行当会副会長から、中締めのあいさつがなされ、会は盛り上がりを見せたまま終了となった。

(会員) 青山 良治

こどもの日記念行事「離婚と子ども」

～子どもの視点から「離婚」を考える～

6月8日に、当会主催、日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会共催で、こどもの日記念イベント「離婚と子ども」が開催された。

イベントは、NPO法人Wink理事長新川明日菜氏の基調講演「親の離婚と子どもの気持ち」から始まった。明日菜氏は、前理事長新川てるえ氏の娘で、子どもの立場で、3度の離婚経験を有している。現在は、同法人で離婚問題に悩む子どもを支援されており、双方のご経験をもち、たくさんの「リアル」な話をご講演いただいた。

大変参考になったのは、子どもは親に気を遣い、とても我慢している、ということだ。学校や住居、苗字はどうなるのか。どちらが育ててくれるのか。離れた親とは会えるのか。子どもは不安を感じ、同時に自らの希望もあるが、親には切り出せず、友達にも相談できず、ストレスを抱え込む。

その中でも、子どもの精神的安定および離婚後の良好な親子関係の構築のためには、離婚前後で、離婚のことを親が子どもにきちんと話すことが肝要だということであった。

大盛況となった会場の様子

後半は、当会東玲子会員がコーディネーターとなり、前出の明日菜氏・てるえ氏親子に、公益社団法人家庭問題情報センター職員三宅玲子氏が加わり、パネルディスカッションが展開された。

子どもを親の離婚に巻き込むべきかという問いに對し、すでに巻き込まれているという明日菜氏、都度きちんと親が子どもに説明することが重要という三宅氏、どう話していいかわからなかったというてるえ氏、三者それぞれの立場からの意見が大変興味深かった。てるえ氏からは、親が精神的な余裕をなくし自分のことしか考えられなくなりがちで状況下では、サポートしてくれる第三者の必要性を強く感じるという話があり、子どもの手続代理人の可能性も感じられた。また、離婚当事者の代理人となった場合はもちろん、弁護士業務で出会う離婚にまつわる様々な場面に応用できる、幅広い視野を知ることのできた一日となった。

(会員) 石野 百合子

裁判官の本音を聞ける

若手弁護士向け研修会

毎回、横浜地方裁判所から裁判官をお招きする若手弁護士向け研修会(全3回)の第2回、第3回研修が、横浜情報文化センターにおいて開催された。

6月5日の第2回研修会では深見敏正裁判官から「事実認定と証人尋問の在り方」について講演があった。

証人尋問については、後日、内容が文書化され、それを元に争点の検討がなされることを意識して、明瞭に発言する、供述者が指示語や身振りを使った場合にそれを言語化する等の注意が必要であるとのことであった。

また、主尋問では争点に関する重要な部分のみ質問すれば足り、誘導尋問を多用すべきではないということ、反対尋問は引き際が重要で、主尋問の矛盾点を裁判官に意識させることが重要であるなどの指摘がなされた。

6月25日の第3回研修会では、青木晋裁判官から、「準備書面・争点整理」について講演があった。過去、「五月雨方式」と批判された旧法下の運用を改め、適切に民事裁判手続を運用するため、原・被告及び裁判所が協力して効率的な争点整理に努める必要があるとのことであった。準備書面の提出期限を遵守し、相手方及び裁判所に事前に検討させた上で、期日でのやりとりを充実したものにするべきであるとの話もあった。

(会員) 神足 嘉穂

があった。

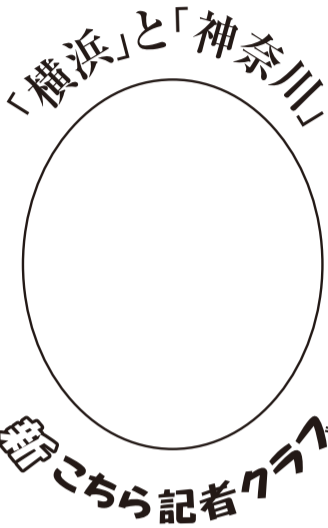
論壇

当会の広報雑感

編集委員会委員長・二川 裕之
広報推進委員会副委員長

横浜弁護士会新聞を愛読いただき、ありがとうございます。当新聞の編集は、編集委員会(旧・広報委員会)が担当しています。当新聞は、当会員だけでなく、関係団体等にも配布されており、対外的広報ツールの一つとなっています。しかし、当新聞の情報量だけでは、広報として十分であるとは言えず、まだまだありません。そこで、当会では、対外的な広報活動を効果的に行うことを調査検討するために、昨年度から広報推進委員会を設置されています。たとえば同委員会では、司法記者クラブとの懇談会を年3回程度開催するなどして、日ごろからマスコミとの信頼関係を構築するよう努める活動をしています。両委員会に共通する一番大きな悩みは、人員不足です。最近の傾向として、弁護士の仕事・業務に直結する委員会では100人を超える委員が集まり、活発な活動をしていきます。これに対し、上記2委員会のように仕事に直結しない委員会は不人気で、委員の希望者が圧倒的に少ない状況です。その結果、メンバーが固定化してしまい、どうしても活動に偏りが生じがちです。また、最近の当新聞では、記事ネタの収集に困難を伴うことも少なくありません。弁護士会の活動や弁護士の業務は、我々弁護士が思っているよりも、意外と世間一般には知られておらず、誤解を受けることも多いものです。そのため、会として、分かりやすい広報活動を積極的に広く行っていくかなければならず、多くの会員の英知を集める必要があります。つきましては、今後とも各会員のご協力をいただくとともに、できれば積極的に広報活動に携わる委員になっていただくことを希望します。また、各委員会(当会には60を超える委員会がある)を知っていますか?におかれては、当新聞やマスコミとの懇談会等を十分にご活用いただきたいと考えて次第です。

「横浜」と「神奈川県」どっちがふさわしいのか? 昨年11月、「横浜弁護士会」から「神奈川県弁護士会」への名称リニューアルをめぐる問題を取材した。過去にも2度にわたって否決されていた執行部の提案で、3度目の正直となるのかと採決を楽しみにしていた。12月4日の臨時総会で審議されたが、結果は否決だった。反対派の「周知が足りないだけで説明すれば済む」「横浜の方が知名度がある」などという意見も理解はできるし、「正直、「横浜」の方がかっこいい。」



ただ、部外者である私の意見を述べると、「神奈川県弁護士会」の方が自然な気がする。強制加入団体なので執行部が主張していた「県全体の弁護士会であること」をアピールできる「という理由はもつとも、市外弁護士の「市内」

しかし、可決へのハードルは高い。名称変更には現在の会員である弁護士約13000人の有効投票のうち3分の2の賛成が必要だ。最近、憲法改正の発議要件を緩和する96条改正が議論されているが、ここは思い切って可決のハードルを下げるというのは横暴過ぎだろうか。鳥取県出身で田舎者の私にとつては、「神奈川県」も「横浜」もとても都会的な響きで素敵だが、今年も執行部から名称変更は提案されるのか、行方を注目している。(産経新聞横浜総局 田中 俊之)

全国一斉労働相談 ホットライン開催!!



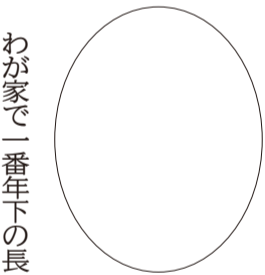
6月10日、「労働の日」にちなんで日本弁護士連合会との共催による全国一斉の労働相談が行われた。今年も、当会では午前10時から午後10時までの12時間という異例の長時間相談体制を整え、全国

統一番号による多くの相談が寄せられることを期待したが、相談開始後に電話回線工事の不幸により3本用意した回線のうち1本しか当会に通じていないことが判明し、かかる状態で相談を受け続けざるを得ないこととなった。唯一開いていた1本の回線はほぼ鳴り続け、12時間で合計17本の相談が寄せられた。内訳は、パワハラ・セクハラに関する相談が6件、解雇・退職に関する相談が4件、賃金に関する相談が4件、その他3件と近年の労働相談の傾向同様パワハラに関

する相談が約3分の1を占める結果となった。件数といい内容といい、労働相談の分野においても、まだまだ潜在的な法律相談需要が残されているようである。今回は、総勢19名の会員が相談担当者として名を連ねてくれた。準備の不手際でせっかくの優秀な人材を活かせなかったことはホットライン実施責任者の不徳の致すところであり、この場を借りてお詫び申し上げたい。しかし、電話回線の不都合さえなければ相談件数はもっと伸びたであろうと来年以降の捲土重来を期して筆を置くことにする。(貧困問題対策本部副本部長 内嶋 順一)

新しい理事者室へ

副会長 本田 正男



わが家で一番年下の長女もこの4月からは小学校に入りましたので、朝保育園に送り届けなくともよくなり、現在の私の朝の勤務は、2週に1度の集団登校の引率の旗当番だけになりました。朝の時間を活用できるようになって、週の半分くら

いは朝9時過ぎに理事者室に来ています。この原稿を書いている6月24日の週からは、ちょうど会館3階の工事も完了し、引越しも済ませて、新しい理事者室へ陣取るようになりました。

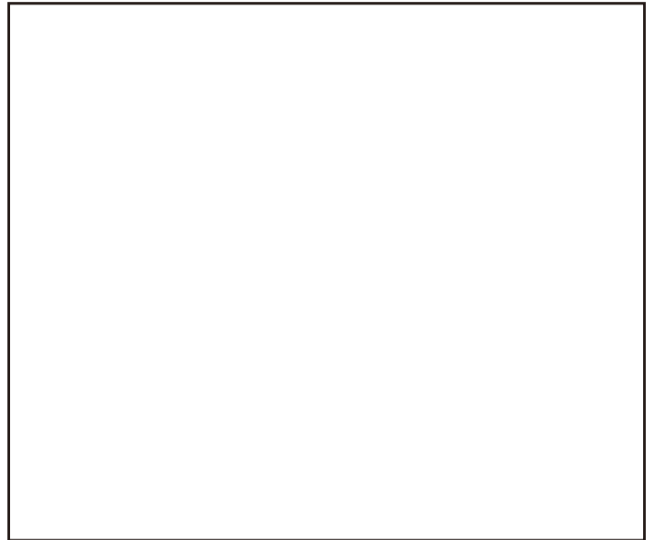
前の週末での5階の旧理事者室は、遮音性が悪くて話は筒抜けだし、トイレもなく、水も出ないので、手も洗えない、冷房も入らな

いボロボロの状態だったのに比較すると、とても気持ちのよい状態に落ち着きました。環境に合わせて、われわれ理事者の思考もよいものとなることを願わずにはいられません。かくも立派な職務環境をご準備いただきまして前年度理事者の先生方には足を向けては眠れません。ありがとうございます。いつも理事者室では、他の副会長の迷惑お構い下さいませ。

私の赤じり

会員 高岡 俊之

2時間半の荒行 大衆演劇に客演



立花庫之介を熱演する筆者(左)

4月26日から28日まで3日間、神奈川芸術劇場の舞台上上がった。井上ひさし作「雪やこんこん湯の花劇場物語」という戯曲である。

昭和29年12月中旬。湯の花温泉・佐藤旅館の芝居小屋に旅廻り劇団「中村梅子一座」がやって来ることから物語が始まる。梅子座長と女将の和子が言葉交わすうち2人が実の母子とわかる。ところがどっこい、というストーリー。

大衆演劇のセリフののせて嘘と真実(まこと)が絡み合い、観客は幾度も騙される。私は佐藤旅館の番頭「立花庫之介」の役である。

番頭さんなので、ご来客の御前である。正座をしないなければならない。舞台は2時間半。その間ほぼ正座。荒行(あらぎょう)というこぼれ話(はなはな)が頭をよぎる。なので立ち台詞が一番嬉しい。台詞が回ってきたらできるだけ長く立っていたい。間(ま)も「ダメ出しギリギリ」までたつぷり使おう。また、ときどきアドリブで立ちの小芝居を入れてみる。弁護士頭の作業(お湯入れ・お茶入れ・拭き掃除・長靴

の置き直しなど)。しかし、この小芝居、ベテラン女優さんたちにいたく評判が悪い。「あのタイミングでお湯入れるのやめてくれませんか」「いどころなのに。邪魔なんですよ」「庫之介は座つてほしいから」。目の前真っ暗である。苦勞と言えば、これが一番の苦勞だった。

そうこうして、どうにか初日を迎える正座もクリアでき、おかげで、居酒屋で掘りごたつがなくなっても以前ほど苦ではなくなった。これが今回の舞台で得たことの一つである。大衆演劇には、古来、

脚本などというものはない。あるのは、筋立稽古(きんたけ)といって、事前に大まかな筋を合わせるだけ。あとは、役者がどれだけ台詞を持っていたか、その場で魅せることが出来るかにかかっている(なお今回の芝居はあくまで現代劇なので台詞がキチンとある)。

「先輩役者の手持ちの名台詞を盗み、お客様が思わず膝を叩いて感じ入って下さるようないい台詞を自分でも発明し、そういった名台詞やいい台詞が次から次へと口をついて出るように普段の暮らしの中で使って、ぴか

宇宙に一番近い島 種子島を旅する

公害・環境問題委員会調査旅行

世界一美しいと言われるロケット発射場

当委員会は、豊かな自然を五官で感じながら環境問題を考えようと、離島中心に視察調査を重ねている。第13弾の今回は、6月7日から3日間、14名で種子島を訪ねた。

本島最南端の佐多岬から南東40kmの位置にある種子島は、面積450km²で南北に細長く平坦な地形。隣の屋久島とはまさに対照的。もともと豊かな農地と漁場に恵まれており、島民の性格ものんびり穏やか。人口3万2千人。鉄砲伝来とロケット打上げの地といふこと

は誰もが知っているが、なかなか誰もが行く所ではない。鹿児島空港から小型プロペラ機40分で、「おじやり申せ(おじやうしんせ)種子島」の横断幕を迎えられる。早速南端の門倉岬(鉄砲伝来地)まで行ってから、宇宙センターの施設見学ツアーに参加し、伝承や宇宙へと思いを馳せる。それから千座(ちくら)の岩屋など海岸へ。サーファーの聖地と言われるだけあり美しい。

次いで恒例の裁判所見学。簡裁と家裁出張所が入っている建物はなかなか立派。もともと島内に弁護士はいない。西之表市役所を訪ね、島の特徴や諸問題についてヒアリングする。過疎高齢化が進んでいるが島

民の気質として悲壮感があり、自然豊かな農業の島なので生態系の保護という観点はあまりなかった等、現地で見ればわからない興味深い話の数々を聞いた。

2日目は、種子島の西12kmに浮かぶ馬毛島へ。周囲12kmのこの島は、豊かな自然に恵まれ、固有希少なマゲシカなど多様な生物の宝庫だった。周

辺に素晴らしい漁場が広がり、種子島の漁師たちが漁業基地として入会的に利用し、「宝の島」と呼ばれた。しかし、昭和50年代から開発業者による土地買い占めが進み、無人島化し、今では一社が99.9%を所有。この間、採石工事や軽飛行場滑走路建設名目で開発が進められた。森林が根こそぎ伐採され、土砂流出により周辺の漁獲高も激減するに至った。近年は軍事基地化が囁かれている。

馬毛島に上陸するも、先へ進めない

我々は、被害を訴えている漁師たちの漁船で馬毛島の周囲を視察し、更に唯一の港湾施設に入り、上陸。しかし島には開発業者の社員が常駐監視をしており、入会地や市道の存在にかかわらず、港湾部からは一歩も

立ち入らせない態度だった。夜は、種子島の寺の大広間で漁師らと懇親会。新鮮豪快な魚介類や地物のタケノコ等を頬張り、島焼酎をあおりながら、漁師らの朴訥とした語り

を聞く。彼らの「宝の島」への思いがひとときわ胸に沁みだ。最終日はまさかの台風接近で、予定を変更しフエリーでどうにか鹿児島まで渡った。でもこういう自然現象もまた島の一部か。

自然と向き合いながら共生するのが島の生き方だ。しかしよく考えれば、それはもともと、人間の本来の生き方だったはずではないか。島に行くこと、人間の原点に立ち返れるような気がする。

(会員) 畑中 隆爾

編集後記

25年以上の歴史がある弁護士会新聞ですが、時代は急速に変化し、速報性、記録保存性、娯楽性、今その存在意義が問われているように思います。

編集委員会は一度選任されるとなかなか抜けれない傾向があるよう

で、奔放な発言をする私も今年度からデスクに就任しました。

どうぞ、よろしく。
デスク 三谷 淳
記者 早川 和孝
中島 慶子
高橋 健一
田淵 大輔
波田野警子
青山 良治

日本弁護士国民年金基金
国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。
平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。
※日本国内に住所を有する方に限り。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に今すぐこちらへ！
※電話によっては営業時間外はつながりません。

03-3581-3739
http://www.bknk.or.jp

日本弁護士国民年金基金
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階

今にゆとり。老後にゆとり。

自営業・フリーランスの味方です。